

行田市立北小学校  
いじめの防止等のための基本的な方針

令和2年4月（改定）

行田市立北小学校

## 1 基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。場合によっては、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されるものではありません。

行田市立北小学校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定により、埼玉県及び行田市が定めた基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、以下の「行田市立北小学校いじめの防止等のための基本的な方針」を定めました。

### 【基本方針】

- 1 児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにするため、いじめ等の防止に取り組みます。
- 2 学校の内外を問わず、全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように指導します。
- 3 いじめを受けた児童の生命・心身を保護することの重要性を認識し、学校（教員）、家庭（保護者）、地域住民、その他の関係者の連携により、いじめの問題を克服することを目指します。

## 2 いじめ防止のための組織

「生徒指導委員会」の組織を活用し、学校におけるいじめを未然に防止するとともに、いじめの早期発見・早期対応を行います。

### （1）生徒指導委員会（構成員）

校長 教頭 教務主任（主幹教諭） 指導主任 学年主任  
特別支援コーディネーター 教育相談主任 養護教諭  
※必要に応じて人権主任、特別活動主任が加わります。

### （2）会議内容

- ①いじめの早期発見に関する事
- ②いじめ防止に関する事
- ③いじめ事案に対する対応に関する事
- ④いじめが心身に及ぼす影響等、いじめ問題に関する児童理解を深める事

### （3）開催

定例の生徒指導委員会は年間計画に基づき開催します。

### （4）いじめ対策委員会

いじめが発生した際は、生徒指導委員に該当学年担任を加えた「いじめ対策委員会」を開催し、問題の解決にあたります。  
なお、重大事態には、必要に応じて外部関係機関との連携により対応します。

### 3 いじめの防止等のために学校が実施する取組

#### (1) いじめの未然防止

##### ① 児童の社会性や規範意識の向上

いじめの具体的な内容や特質、原因・背景、指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で教職員に周知するとともに、日常的にいじめの問題を取り上げ、学校全体で、いじめを許さない雰囲気を高めます。

また、学級活動を通して、児童の社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりを推進するとともに、規範意識の向上を図る取組を推進します。

##### ② 道徳教育・人権教育等の充実

児童の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認めるなど、互いの人格を尊重する態度を養うため、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図ります。

##### ③ 児童理解

いじめを行う背景には、勉強や複雑な人間関係等によるストレスが関わっていることを踏まえ、児童一人一人を大切にしたり分かりやすい授業を行うとともに、児童一人一人が活躍できる集団をつくります。

また、児童への指導にあたっては、ストレスに対して適切に対処できる力を育むとともに、発達障害を含む障害について適切に理解した上で対応します。

##### ④ 児童の自己肯定感を高める居場所づくりの推進

児童の自己肯定感を高めることは、他の人の大切さを認めることにもつながります。全ての児童が、認められているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、児童が活躍し、他者の役に立っていると実感できる機会を設けます。

また、家庭や地域住民等にも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫し、家庭や地域での居場所づくりを推進します。

##### ⑤ 児童自らがいじめについて学べる取組の推進

児童自らがいじめの問題について学び、いじめの問題を主体的に考えて、いじめの防止を訴えることができる取組を推進します。

また、いじめに対する「行動宣言」を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」に取り組み、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。

##### ⑥ ネットいじめ等の防止と情報モラル教育の推進

インターネットやスマートフォン、SNS、オンラインゲーム等を利用したトラブルやいじめを防止するため、「行田版 ケイタイ・スマホ 家庭の約束」及び「北小版ケイタイ・スマホみんなの約束」を活用

し、情報モラル教育を推進します。

また、授業参観や保護者会などの機会を利用し、インターネットやスマートフォン、SNS、オンラインゲーム等によるトラブルやいじめ防止のための啓発活動を実施します。

## (2) いじめの早期発見

### ① 定期的なアンケートや個人面談の実施

いじめの実態を把握するとともに、児童がいじめを訴えやすい状態をつくるため、児童を対象としたアンケート調査や個人面談を実施します。

### ② いじめチェックシートを活用した支援体制の整備

ささいないじめの兆候に対して、早い段階から関わられるよう、保護者用のいじめチェックシート等を活用することにより、家庭と連携して児童を見守ります。

### ③ 日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握

児童の学校生活の様子等から得られるいじめに関する情報を把握するとともに、個人面談、家庭訪問の機会を活用して、いじめの兆候を把握するための取組を工夫するとともに、収集したいじめに関する情報を記録・整理し、教職員全体で共有できるようにします。

### ④ いじめに係る相談体制の整備

児童及びその保護者が、学校の内外で気軽に相談できるよう、学校内の相談体制や学校外の相談機関等について周知します。

なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、守秘義務に配慮し、適切に扱います。

### ⑤ 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校運営協議会、PTA、学校応援団、青少年育成会等、各種組織・団体等との連携を促進し、協働体制の構築を図ります。

### ⑥ ネットいじめ等をチェックするための啓発活動の実施

インターネットやスマートフォン、SNS、オンラインゲーム等を用いたいじめ（ネットいじめ等）を早期発見するため、保護者への啓発活動を実施し、早期発見に努めます。

## (3) いじめの早期解消

### ① 児童からいじめに係る相談を受けた際の安全確保

児童や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合は、速やかに事実関係を確認します。

また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から適切に対応することにより、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。

## ② 教育委員会への報告及び被害・加害児童の保護者への連絡等

校長は、児童や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合、必要に応じ「いじめ対策委員会」を開催するとともに、対応の方向性を教職員全員で共有できるようにします。

その後、速やかに関係児童からの聞き取りやアンケート等による事実確認を行った後、その結果について、被害・加害児童の保護者に説明するとともに教育委員会に報告します。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときや、相当の期間、学校の相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた場合（重大事態の発生時）は、教育委員会と連携し、警察署等関係機関への連絡を行い、適切な援助を求めます。

## ③ いじめられた児童又はその保護者等への支援

いじめられた児童の心身の状態に応じ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう緊急避難を含む必要な措置を講じます。

なお、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要に応じて適切な支援を行います。

## ④ いじめた児童への指導又はその保護者等への助言

いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止するための措置を行います。

その際、いじめた児童の保護者に確認した事実を説明し、保護者の理解や納得を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

なお、いじめた児童が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達、プライバシーの保護等に配慮し、以後の対応を行います。

## ⑤ いじめが起きた集団への指導

いじめられた児童といじめた児童を始めとする児童の関係の修復を経て、いじめの当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめの解消とすることから、学校や学級全体でいじめの問題について話し合うなどして、全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めます。

## ⑥ インターネット・スマートフォン（SNS）によるいじめへの対応

インターネットやSNS、オンラインゲーム等による不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、加害児童及びプロバイダ等に対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行います。

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署等に通報し、適切に援助を求めます。